

地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要

I 地方交付税総額の確保と算定内容の改正（通常収支分）

（1）一般財源総額及び地方交付税総額の確保

区分	令和7年度	令和6年度	増減額
一般財源（地方税＋地方交付税等）※	63兆7,714億円	62兆7,180億円	＋1兆535億円
うち地方交付税	18兆9,574億円	18兆6,671億円	＋2,904億円
臨時財政対策債	－	4,544億円	皆減

※ 水準超経費を除く交付団体ベース

水準超経費を含めた一般財源総額は67兆5,414億円（令和6年度：65兆6,980億円、増減額：＋1兆8,435億円）

- 地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保
- 臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額ゼロ
- 交付税特別会計借入金について、これまで償還を繰り延べてきたもののうち令和6年度までの繰延べ分2.2兆円を含む、2.8兆円を令和7年度に償還

（2）普通交付税の算定内容の改正

- 令和7年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

【地方交付税法、特別会計に関する法律】

II 震災復興特別交付税の確保（東日本大震災分）

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を措置するため、震災復興特別交付税を871億円確保

※ 令和7年度に確保する額 : 684億円
令和6年度に確保した額のうち令和7年度活用分 : 187億円

【地方交付税法】

III その他

- （1）自治体DX・地域社会DXを推進するため、情報システム又は情報通信機器の整備について、地方債の特例措置を創設（令和11年度まで）
- （2）緊急浚渫推進事業債の特例期間を5年間延長（令和11年度まで）
- （3）公営競技納付金制度（※）を令和12年度まで延長

※ 公営競技施行団体が、収益の全国的な均てん化のため、地方公共団体金融機構に対し、収益の一部を地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる資金として納付する制度

【地方財政法】

施行期日 令和7年4月1日